



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 ユニバンス
代表者名 代表取締役社長 村松 通泰
(コード番号7254 東証第2部)
問 合 せ 先 取締役 櫻井芳久
(TEL. 053-576-1311)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、「定款一部変更の件」を平成28年6月27日開催予定の第83期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の透明性および効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成28年6月27日開催予定の第83期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、会社法の改正により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成28年6月27日
定款変更の効力発生日（予定）	平成28年6月27日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条～第21条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役は5名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第23条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会 <p><削除></p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>監査等委員会</u>3. 会計監査人 <p>第5条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は5名以上とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。</u> <p>(選任方法)</p> <p>第23条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>3. <u>補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第25条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(代表取締役の業務執行) 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第27条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し、会日より5日前に発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(代表取締役) 第25条 取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(代表取締役の業務執行) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第27条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日より5日前<u>まで</u>に発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第30条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第33条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日より5日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手順を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第39条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第40条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p><u>第41条</u> <u>監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任免除)</p> <p><u>第42条</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>第<u>43条</u>～第<u>49条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>39条</u>～第<u>45条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関し、社外監査役と締結済の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条に定めるところによる。</u></p>